

市第10号議案

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例の一部改正

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条
例（平成26年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する
。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22
第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市放課後児童健全育成事
業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので提案
する。

参 考

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案
~~下段~~ 現 行）

（職員）

第10条 （第1項及び第2項省略）

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

（第1号から第10号まで、第4項及び第5項省略）